

九戸村立小中学校家庭学習用モバイルルーター貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、九戸村立小中学校に在籍する児童生徒への家庭学習等の実施を支援するため、モバイルルーター本体及びその付属品（以下「機器」という。）の貸出に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、九戸村立小中学校に在籍し、インターネット環境の確保に支援が必要な家庭の児童生徒。

2 前項に掲げる者のほか、教育長が特に必要と認めた者。

(申請)

第3条 機器の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、九戸村立小中学校家庭学習用モバイルルーター貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育長に提出するものとする。

2 前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。

(貸出決定等)

第4条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定し、九戸村立小中学校家庭学習用モバイルルーター貸出決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 貸出台数は、1世帯に1台とする。ただし、教育長がやむを得ないと認める理由があるときは、複数台の貸出ができるものとする。

(貸出期間)

第5条 機器の貸出期間は、機器の貸出の決定の日から、その日の属する年度末までとする。ただし、次年度以降も児童生徒が九戸村立小中学校に在籍し貸出を継続する場合は、中学校を卒業するまで同じ条件で1年ごとに更新されるものとする。

2 貸出期間中に機器を返却するときは、返却日をもって貸出期間を終了するものとする。

(費用)

第6条 機器の貸出しに係る費用は、無償とする。

2 機器の通信契約及び通信にかかる費用は、保護者の負担とする。

(貸出物品の取扱)

第7条 機器の貸出を受け、それを利用する児童生徒及びその保護者（以下「利用者」という。）は、貸出中の紛失、毀損等の防止に十分注意し、次の各号による禁止事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器を利用者以外の者に利用させ、又は転貸すること。
- (2) 学習上必要のないことや個人的なことに使用すること。
- (3) 機器を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
- (4) 機器に装飾等を行い、貸出時の状態に戻せないようにすること。
- (5) その他教育委員会や学校が別に定める機器の活用ルール等に反する行為を行うこと。

2 利用者は、教育長または学校から機器の管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(変更の届出)

第8条 利用者は、申請書の内容に変更が生じたときは、九戸村立家庭学習用モバイルルーター貸出変更届（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

（損害賠償等）

第9条 利用者は、機器を毀損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに九戸立小中学校家庭学習用モバイルルーター紛失等届（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、紛失等の理由が第7条の遵守事項に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

3 利用者は、機器の利用にあたり、利用者の責めに帰すべき事由により、九戸村又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（貸出物品の返却）

第10条 利用者は、貸出期間終了日までに、機器を返却しなければならない。

2 利用者が、第1項に規定する返却日までに機器を返却せず、教育長からの督促にも応じない場合は、利用者は、機器の価額を弁償しなければならない。

（貸出の取消し）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する貸出期間中であっても、貸出を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、九戸村立小中学校に在籍しなくなったとき。
- (2) 利用者の家庭にインターネット接続環境が整備されたとき。
- (3) 機器の管理において特別な事情が生じたとき。

2 利用者は、前項の規定により貸出を取り消されたときは、教育長が別に定める日までに、機器を返却しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。